

令和 7 ・ 8 年度地域若者サポートステーション事業における一般競争入札（総合評価落札方式）に関するQ&A

NO	種別	質問内容	回答	掲載日
71	4. 相談支援事業（仕様書第3関係）	【仕様書第3の6 求人活用型ステップアッププログラム】 ・仕様書P31(3)ア「受託者は（中略）事業所の開拓を行うこと」 ・仕様書P32(3)イ「個々の支援対象者のニーズに応じた求人活用型ステップアッププログラム実施計画を策定すること」 ・仕様書P32(4)イ「プログラム対象者が求人活用型ステップアッププログラムを開始する前には（中略）求人事業主と連絡等の調整を行うこと」 ・Q&A No.11「サポステが求人の斡旋・紹介を行うことは想定していない。（中略）支援対象者本人が応募することを想定している」 上記4つの書きぶりから、本プログラムは予めサポステと事業所の間で対象となる求人を想定しておき、その求人に興味があるという対象者に本プログラムの利用を促して対象者本人から応募させたのち、サポステが間に入って対象者の特性や得手不得手などを調整するという認識でよいか。 仮に対象者本人が見つけてきた求人で、本プログラムの対象となる求人があった場合、後追いで事業所に連絡して適用することは差し支えないか。	「求人活用型ステップアッププログラム」は、就職支援のツールの一つとして、比較的短期間の求人を利用した就職支援が可能であることを仕様上明記したものとなる。実行上はご認識の運用となることを想定している。後追いで事業所に連絡し適用することも差し支えない。	令和7年2月21日
72	4. 相談支援事業（仕様書第3関係）	【仕様書第3の6 求人活用型ステップアッププログラム】 職場体験プログラムと求人活用型ステップアッププログラムのすみ分けはどのように想定しているか。 また、求人活用型ステップアッププログラムにおいて、週20時間未満又は31日以上雇用見込みがない求人と限定している理由は何か。	支援対象者のニーズ、実施事業所の状況、実施する単位を踏まえ、実情に応じて対応いただきたい。例えば、職場体験プログラム終了後、同事業所からの賃金の支払いによる達成感を得ることが更なる自信回復に繋がると見込まれる方に対して、求人活用型ステップアッププログラムを活用することを想定している。また、サポステによるフォローアップが可能な雇用形態とする必要があるため、対象求人を限定することとした。	令和7年2月21日
73	6. 事業費関係（仕様書第5関係）	【仕様書第5の2 支出対象経費（1）ア人件費】 令和6年度までは相談事業の臨床心理士の人件費については、国の委託経費の対象外であったが、令和7年度概算要求の資料では、支援内容に「専門家による心理相談を踏まえ・・・」との文言が追加されている。 一方、仕様書第5の2（1）ア人件費（エ）委託費により支弁することのできない経費に「臨床心理士に係る人件費」（仕様書61頁）が含まれている。 例年どおり、臨床心理士に係る人件費については国の委託経費には含められないという認識でよいか。	ご認識のとおり、仕様書61頁に規定する「臨床心理士に係る人件費」とは、地方公共団体が措置する臨床心理士等に係る人件費を指し、これは国の委託費の対象外である。 なお、国の委託費からは、心理的なケアを必要とする方に対し、地域の関係機関と連携の上で心理的ケアを行う体制を構築する「地域連携支援コーディネーター」に係る経費として予算措置を行っているが、当該支援員は臨床心理士等を要件とするものではない。	令和7年2月21日
74	6. 事業費関係（仕様書第5関係）	【仕様書第5の2（2）エ 通信運搬費について】 各サポステのHPを政府ドメインを取得したサーバーで一括管理・掲載になった場合、引き続き受託法人がHPを設置・運営するという認識でよいか。 設置費・運営費は、予算計上（積算）してよいか。また、上記サーバーの使用料などは別途発生するか。	移設後の設置・運営に関してはご認識のとおり。 ホームページの運用（情報更新など）に要する経費は計上いただける。移設に要する経費、移設後のサーバー使用料は受託者の負担としないことを予定している。	令和7年2月21日

NO	種別	質問内容	回答	掲載日
75	2. 提案書関係（提案書様式関係）	【入札説明書別添3 提案書作成要領 別紙様式〔1〕事業の実施方針】 Q&A37番について。質問内容と回答から、仕様書76項の表が単年度分のため「目標値×2年分」を計上する、つまり、2倍の2年分合計の数値を記載するとも読めてしまいますが、単年度分の目標値を記載し、それが令和7年度・8年度の目標値になるという認識でよいか。	ご認識のとおり。	令和7年2月21日
76	1. 応募団体・競争参加資格・入札書関係	【入札説明書 別紙8,9従業員への賃金引上げ計画の表明書】 「従業員への賃金引上げ計画の表明書」の考え方について、こちらの賃上げは、法人の全従業員に対する賃上げか、法人の中でサポステ事業に従事する者に対する賃上げか。	法人の全従業員に対する賃上げが必要である。	令和7年2月21日
77	2. 提案書関係（提案書様式関係）	【入札説明書別添3 提案書作成要領】 入札説明書11(2)に、 「～該当するものがあれば提案書に併せて以下の書類の写しを上記5(2)担当者に提出すること」とあり 「⑤女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定届」が含まれている。 一方、 入札説明書 別添3 提案書作成要領 1.(1)ウ(タ)に、 「その他下記3(1)から(4)に該当する場合はその写し」とあり、 「(5)女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定届」は含まれていない。 電子入札の場合、「女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定届」の提出様式として正しいのはどちらか。 (提案書に含めて送付が必要か、それとも電子入札者がG E P S経由で提出する資料に含め提案書送付に含めなくてよいか、どちらか。)	「女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定届」については、技術審査の評価項目に含まれているため、該当する場合は提案書に含めて送付されたい。 なお、入札説明書別添3 提案書作成要領には、「3 その他提出書類について」のうち(5)に記載されているため参照していただきたい。	令和7年2月21日
78	4. 相談支援事業（仕様書第3関係）	【仕様書第3の6 求人活用型ステップアッププログラム】 (4)カ「同一の支援対象者が複数回同プログラムによる就職をした場合であっても1回として取り扱う」とは、以下の場合の取扱いは如何に。 例1：週20時間以上就労や正社員へ転換後に再離職・再登録し、同プログラムによる就職した場合（再登録者への応用） 例2：週20時間未満のまま1年以上経過する等、相当期間経過後の仕切り直しするなど、次を探すため同プログラムを活用する場合（期間経過など一定のルールはあるか） 例3：令和6年度において、類似内容で支援している対象者（週20時間未満）は、新年度の新たな仕様書での対象とすることは可能か。	例1：再登録者は新規登録者と同様の取り扱いとなるため、再登録者が本プログラムを実施した場合は就職等者数に含む。 例2：期間経過のルールはなく、本プログラムによる就職等者数へのカウントは例外なく支援対象者1人につき1回までとする。 例3：令和6年度の支援内容に関わらず、仕様書第3の6（1）プログラム対象者（仕様書31頁）に記載の要件に該当する利用者に実施することは可能である。	令和7年2月21日
79	4. 相談支援事業（仕様書第3関係）	【仕様書第3の6 求人活用型ステップアッププログラム】 週20時間未満で活用できる障害者トライアル雇用制度など、求人者にメリットがある助成制度は予定されているか。	サポステ事業としての措置は予定していない。	令和7年2月21日